

〔續日本紀二十三〕天平寶字四年八月甲子、勅曰、中得大師藤原、押勝奏、略伏願廻臣所給大師之任、欲讓南北兩左大臣者、宜依所請、南卿武智贈太政大臣、北卿房轉贈太政大臣、庶使酬庸之典、垂跡於將來、事君之臣、盡忠於後葉、普告遐邇、知朕意焉、

〔家傳下武智麻呂〕藤原左大臣諱武智麻呂、中以宅在宮南、世號曰南卿、

〔大鏡七太政大臣道長〕不比等のおとゞの男子四所を四家となづけて、みな門をわかち給へりけり、その太郎左大臣武智麻呂をば南家となづけ、二郎房前をば北家となづけ、御はらからの宇合の式部卿をば式家となづけ、そのおとゞの麻呂をば京家と名づけ給ひて、これを藤氏の四家とは名づけられたるなりけり、この四の家より、あまたのさまざまの國王大臣公卿、おほくいで給ひて、さかえおはしまし、左かあれど北家のすゑ、いまにえだひるごり給へり、

〔大鏡裏書〕南圓堂事

堂之壇ツキケルガ、イタクツヅレケルニ、翁ノイデキテ、此歌ヲウタヒテツカバ、ヨモクヅレジトテ、ウタヒダシタリケル、

フダラクノ南ノキシニダウタテ、今ゾサカエン北ノフデナミ、其翁ハ春日ノ明神トゾ申ツタヘタル、其後北家ハナガクサカユナリ、

〔公武大體略記〕一武家

征夷大將軍源義政、御先祖は清和天皇の御孫經基の王をば六孫王と申き、彼經基の王、天德五年六月十五日、源朝臣の姓を給はせ給ひき、其御子攝津守滿仲をば多田の滿仲と號、其子左馬頭賴信、其子伊豫守賴義、其子伊興守義家をば八幡太郎義家と號す、次男甲斐守義綱をば賀茂次郎と稱し、三男義光をば新羅三郎と號して、各子孫あり、當代弓馬の道の御師範に參り侍る、小笠原、其外武田佐竹などは、皆新羅三郎の末葉なり、然るに義家の子に、義國、義康、義兼、義氏、泰氏、賴氏、家時、